

令和5年度連合会打ち合わせ（報告）

会長挨拶…前川会長

出席者自己紹介…参加者（小学校2名、都立学校5名）

連絡・報告

- 1 令和5年度助成金覚書についての確認…別紙資料参照
- 2 令和5年度アンケートの実施状況について…現在集約中。まだ間に合いますので回答をお願いします。

討議事項

- 1 令和5年度要請書の内容の検討（昨年度の要請文をもとに検討）
 - 1) 要望事項に加えてほしい事柄として～
 - ・非常勤講師の処遇の改善について（都立学校の場合）…①講師用PCは、複数講師が共有しているため、自由に使えない。プリンターと接続していない、インターネットに繋がっていない、など教材づくりがたいへんである。②非常勤講師の休日の勤務について（別紙参照）運用が難しい。この事務処理が煩雑なため、副校長の仕事が増えている。
 - ・熱中症アラートが出て校庭での活動を中止していない実態がある。高校野球大会など、1日の中で最も暑い時間行っている。要改善
 - 2) 要請書（案）の検討会…具体的な案文は、24日までに事務局に。

会合の日時 9月28日木曜日午後2時より4時 場所 弘済会会議室

- 2 連合会組織について…来年度の体制は、「小学校」が担当。

その他(今後の日程など)

9月30日午後1時より 「高校生による学校説明会」…別紙

10月28日午後1時より 講演と相談会…別紙

「高齢者に多い法律相談について」

弁護士 沖田洋文(朝日中央綜合法律 事務所所属)

10月、11月(未定)バーベキュー…11月中旬の土曜日に実施予定。

1月21日日曜日 立川国際中等学校小学校授業見学

1月27日 連合会新年会…コロナ禍のため中止していたが、今年度は実施する予定である。

公益法人日本教育公務員弘済会東京支部
研究助成に関する覚書

第1条 公益財団法人日本教育公務員弘済会東京支部(以下、甲)は助成対象者、東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会(以下、乙)が実施する事業に関する申請(以下、事業)に対して、50万円の助成金(以下、助成金)を助成することとする。なお、その助成時期は別に定めることとする。

第2条 事業内容は、乙が甲に別に提出した申請書(以下、申請書)の内容に従うものとし、これ以外の事業等に助成金を使用してはならない。

第3条 事業の実施時期は、2023年4月1日～2024年3月31日までとする。

第4条 乙は、上記実施時期後30日以内に、甲に対して別に定める書式に従い、最終報告書及び領収書を提出しなければならない。なお、これ以外にも、甲は乙に対して、必要に応じて随時事業の実施状況、助成金の使用状況について報告の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第5条 乙は、事業の全部または一部を第三者に委託または請負をさせてはならない。ただし、甲乙間で別途書面による合意がある場合は、この限りではない。

第6条 甲は乙から提出された申請書、最終報告書、成果物を公開することができる。また、乙は申請の全体ないし、または一部を外部に公開する場合は、必ず甲の助成によることを明記しなければならない。

第7条 事業の実施が困難となった場合は、乙は速やかに甲に対してその旨を通知しなければならない。

第8条

(1) 乙は、本覚書締結日現在、次の各号の何れにも該当しないことを表明かつ保証し、また将来において、各号の何れにも該当せざることを確約する。

① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、単に「法」という。)(第2条第2号に規程する「暴力団」をいう。)

② 暴力団員(法第2条第6号に規程する「暴力団員」をいう。)

③ 暴力団準構成員

④ 暴力団関係企業

⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ

⑥ その他、前各号に準ずるもの又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(東京都暴力団排除条例2条5号の「規程対象者」を含む。)

(2) 乙は、本覚書締結日現在、前項各号該当者(以下、「反社会的勢力等」という。)との間で次の各号の何れかに該当する関係を有しないことを表明かつ保証し、また将来において、各号の何れの関係をも有しないことを確約する。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 反社会的勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ④ 反社会的勢力等に対し、その威力を自らのために示すことを依頼し、あるいは利用する関係
- ⑤ その他、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

(3) 乙は、甲に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の何れの行為も行わないことを確約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ③ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手側の信用を毀損し、又は相手側の業務を妨害する行為

第9条次の各号のいずれかに該当する場合、甲は乙に事業実施の中止を求めることができる。併せて、甲は乙に対して助成金全額の即時返還を求めることができる。

- ① 乙が第2条に違反した場合
- ② 乙が第4条の定める報告の義務を怠った場合・
- ③ 理由の如何に関わらず乙による事業の実施が不可能になったと甲が判断した場合
- ④ 乙が甲の名誉を著しく棄損した場合
- ⑤ その他、乙が本覚書の各条項に違反した場合

第10条甲は乙が第9条の各号のいずれかに担当したと判断した場合、乙に関する該当事実を甲のホームページ等を介して公表することができる。

第11条本覚書に定めなき事項が生じた場合、あるいはその解釈に疑義が生じた場合は、甲乙は協議し、処置を決定する。

本覚書締結の証として、本書2部を作成し、甲乙記名・捺印の上、各自一通を保持する。

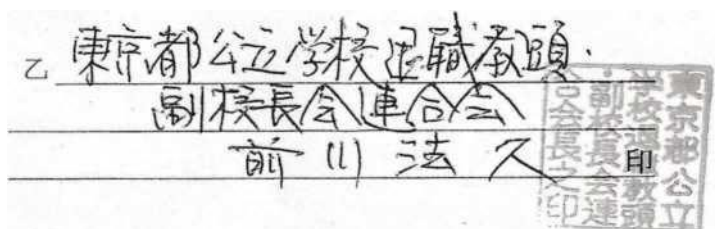
2023年8月5日

甲 東京都千代田区九段南2-6-8 都教弘会館

公益財団法人 日本教育公務員弘済会

東京支部長 小嶋広行

印



非常勤講師の勤務について（抜粋）

(6) 休日等

国民の祝日及び年末年始の休日(12月29日～1月3日)は勤務しないものとします。勤務時間を割り振られている日が国民の祝日及び休日に当たるときは、あらかじめ任用期間の範囲内で勤務時間の振替をします(常勤職員のように、勤務することを要しない日ではないので、勤務時間の振替等を行い、原則として別の日に勤務する必要があります。)。ただし、この場合において国民の祝日及び休日に年間指導計画に定める正規の授業(授業公開等)が実施されるとき等、教育委員会が特に必要と認めるときは、時間講師の了解を得た上で、勤務を命ずる場合があります。

また、任用期間の範囲内で勤務時間の振替をすることができない場合は、当該祝日及び休日に自宅勤務をすることができます(自宅勤務が認められる場合の要件については(10)を参照してください。)

各 位

令和5年9月1日
東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会
会長 前川法久

高校生による学校説明会のお知らせ

梅雨の候

皆様にはお元気のことと存じます。

東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会では、中学生の高校進学への支援活動を行っています。その一つである「高校生による学校説明会」は、高校生が中心となって都立高校の学校紹介を行い、同時に進路相談会を開いています。そこで、今年も、高校生による学校説明会を支援したいと思います。本会では、経験豊富な退職教頭・副校長が進路相談を行っています。

そこで、下記の要領で、保護者並びに中学生の皆様への参加をお願いします。

記

日時： 令和5年9月30日(土曜日) 午後1時から5時
場所： 北沢ボランティアビューロー
最寄り駅：小田急線梅が丘駅 徒歩5分
参加費 無料
申し込みなど予約不要です。

以上

問い合わせ先
東京都公立学校退職教頭副校長連合会事務局
rymsk803@yahoo.co.jp (大河内)
電話 090 - 4067 - 8343

講演会のお知らせ

主催：東京都公立学校退職教頭・副校長連合会

テーマ： 高齢者に多い法律相談について

高齢者に多い法律相談としては、相続に関することが多くなっています。家族間での争いを避けるためには、遺言の作成がありますが、意外と知らないことが多いと思います。今回は、紛争の事例を学びながら、スムーズな相続について、お話を聞きたいと思います。当日は、時間の許す限り無料での相談も受け付けます。

講演内容

- 1 相続とは？
- 2 相続でもめるケースについて
- 3 遺言の方式、ルール
- 4 その他

日時 令和5年年10月28日(土) 午後1時から4時30分

場所 私学会館アルカディア(最寄駅 市ヶ谷)

講師 弁護士 沖田洋文(朝日中央綜合法律事務所)

問い合わせ先

連合会事務局長 大河内保雪 090-4067-8343
rymask803@yahoo.co.jp